

いじめ防止基本方針

日南市立榎原小学校
(令和7年8月改訂)

日南市立榎原小学校いじめ防止基本方針

はじめに

学校教育において、「いじめ問題」は生徒指導上の大きな課題となっている。また、近年の急速な情報技術の進展により、SNS等を通して新たないじめ問題が生じるなど、いじめは、ますます複雑化、潜在化する状況にある。

こうした中、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、平成29年3月に改定された。また県においても、平成29年7月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が改定され、さらに本市においても、平成30年3月に「日南市いじめ防止基本方針」の改定が行われている。このように、いじめ防止基本方針は、今日の深刻な実態や様々な調査を受けて、見直しが図られている。

本校においても、平成26年に「日南市立榎原小学校いじめ防止基本方針」を作成し、その後、定期的に見直しを図っている。今回の見直しを1つの機会とし、全職員がいじめについての認識を改めて共通理解し、組織的に取り組むための契機としたい。

(2025年8月改定)

もくじ

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1 いじめの定義	2
2 いじめの理解	2
3 いじめの防止等に関する基本的考え方	2
(1) いじめの防止	2
(2) いじめの早期発見	2
(3) いじめに対する措置	2
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1 いじめの防止等のための組織	3
2 いじめの防止等に関する措置	3
(1) いじめの防止	3
(2) いじめの早期発見	4
(3) いじめに対する措置	4
(4) ネット上のいじめへの対応	7
3 その他の留意事項	7
(1) 組織的な指導体制	7
(2) 校内研修の充実	7
(3) 校務の効率化	7
(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	8
(5) 地域や家庭との連携について	8
(6) 関係機関との連携について	8
4 重大事態への対処	8
5 いじめの記録と保管及び活用	9
(1) いじめ対応記録簿の様式と記入	9
(2) いじめ対応記録簿の保管と活用	9
第3 その他の留意点	
1 校内体制の充実	11
(1) 職員間の日常的な情報交換	11
(2) 情報の共有と対応の検討	11
2 校内研修の充実	
(1) 児童理解に関する研修	11
(2) 教職員の指導力を高める研修	11
3 榎原中学校・関係機関・団体との連携	11
(1) 榎原中学校との連携	11
(2) 日南市サポートチームとの連携	11
(3) 関係機関や団体との連携	11
4 本方針の見直し	11

別紙 資料編

- 資料1：年間を見通したいじめ防止の指導計画について
- 資料2：学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント
- 資料3：いじめられた児童に見られるサイン
- 資料4：いじめた児童に見られるサイン
- 資料5：教室で見られるサイン
- 資料6：家庭でのサイン
- 資料7：いじめに対する措置

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

なお、いじめの具体的な態様として、以下のようなものがある。

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれや集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話等を使って、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

2 いじめの理解

- (1) いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わぬいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わぬいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせることもある。
- (2) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞感）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたり「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取組に努める。
- いじめを受けている児童をしっかり守る。
- いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。
- 本校からのいじめの一掃を目指す。

(1) いじめの防止

いじめの問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も大事であると考える。そこで、本校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指す。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努める。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図る。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行う。また、いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込みます、学年及び学校全体で組織的かつ継続的に対応する。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会」（ハートフル委員会）を設置する。

なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催（ケース会議）することとする。

【構成員】

全教職員、その他

【活動】

- 学校いじめ防止基本方針の加筆・修正
- 年間指導計画の作成 ※資料1「年間を見通したいじめ防止指導計画」
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮児童への支援方針決定

2 いじめの防止等に関する措置

（1）いじめの防止

ア 児童が主体となった活動

（ア）望ましい人間関係づくりのために、児童会が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設ける。

- 歓迎集会や全校で遊ぶ昼休み等の異学年交流活動の実施
 - 学級での話合い活動の実施
 - 縦割り清掃活動の実施
- （イ）青少年赤十字活動やボランティア活動を行い、福祉や思いやりの心を育てる。
- 朝のボランティアの実施
 - 訪問や高齢者との交流活動
 - 地域のごみ拾い等のクリーン活動
 - 高齢者への年賀状作成

イ 教職員が主体となった活動

（ア）児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指す。

- 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開
- 職員相互の授業研究会の実施

（イ）日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談の時間を設け、児童に寄り沿った相談体制づくりを目指す。

- 教育相談週間の設定
- （ウ）教科や道徳、学級活動の時間等を中心として、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指す。

- 教科や道徳、学級活動等を中心とした道徳教育や人権教育、情報モラル教育の実施
- 日南コミュニケーションスキルプログラムを活用した人間関係づくり

（エ）家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進する。

- PTA総会での学校の方針説明
- 保・小・中・民生委員との連携した情報交換会の実施
- 保護者を対象とした研修会の開催

(2) いじめの早期発見 資料2「学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント」

ア いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有する。

○児童の発する具体的なサインの認知と共有

資料3「いじめられた児童に見られるサイン」、資料4「いじめられた児童に見られるサイン」、資料5「教室で見られるサイン」、資料6「家庭でのサイン」

イ 定期的に教育相談の時間を設け、児童が相談しやすい雰囲気づくりを目指す。

○教育相談週間の設定

ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての児童を対象に定期的なアンケート調査を実施する。

○学校独自のアンケートの実施

○県下一斉のアンケートの実施

エ いじめ不登校対策委員会（ハートフル委員会）において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもつてゐるいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図る。

○職員会議での情報の共有

○進級時の情報の確実な引き継ぎ

○過去のいじめ事例の蓄積

(3) いじめに対する措置 資料7「いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）」

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

○教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせる。

○いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとる。

○いじめの事実について生徒指導主事及び管理職に速やかに報告する。

イ 情報の共有

○アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合はケース会議（緊急のいじめ不登校等対策委員会）を開き、全職員へ報告し情報の共有化を図る。

ウ 事実関係についての調査

○速やかにケース会議を開き、調査の方針について決定します。

○調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が日南市教育委員会へ直ちに報告する。

○児童の聴き取りに当たっては、生徒指導主事や学級担任を中心に、全職員で対応する。

○必要な場合には、児童へのアンケート調査を行う。この場合に、質問紙調査の実施により得られた回答については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

エ 解決に向けた指導及び支援

○専門的な支援などが必要な場合には、日南市教育委員会及び警察署等の関係機関へ相談する。

○解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図る。

○指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、ケース会議（緊急いじめ不登校等対策委員会）で決定する。

○事実関係が把握された時点で、ケース会議において、指導及び支援の方針を決定する。

○全職員で連携し組織的な対応に努める。

○指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処する。

いじめられた児童とその保護者への支援

【いじめられた児童への支援】

いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・ 安全・安心を確保する
- ・ 心のケアを図る
- ・ 今後の対策について、共に考える
- ・ 活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・ 温かい人間関係をつくる

【いじめられた児童の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・ じっくりと話を聞く
- ・ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

いじめた児童への指導又はその保護者への支援

【いじめた児童への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようとする指導を根気強く行います。

- ・ いじめの事実を確認する
- ・ いじめの背景や要因の理解に努める
- ・ いじめられた児童の苦痛に気付かせる
- ・ 今後の生き方を考えさせる
- ・ 必要がある場合は適切に懲戒を行う

【いじめた児童の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・ 児童や保護者的心情に配慮する
- ・ いじめた児童の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・ 何か気付いたことがあれば報告してもらう

【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入り関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・ 管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・ 教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・ 勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような児童の育成に努める
- ・ 自分の問題として捉えさせる
- ・ 望ましい人間関係づくりに努める
- ・ 自己有用感が味わえる集団づくりに努める

オ 関係機関への報告

○校長は日南市教育委員会への報告を速やかに行う。

○生命や身体財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には所轄警察署へ通報し、警察署と連携して対応する。

カ 繼続指導・経過観察

○いじめ発生後は、継続的な指導を行うとともに、3ヶ月をめどに経過観察を行い、いじめが解消されたのかの状況を見定め、校長に報告する。いじめの解消についての判断は校長が行う。3ヶ月で解消していない状況が見られる場合には、指導の継続を行ったり、新たな指導方法の検討を図ったりする。

○全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努める。

キ いじめ対応の具体的手順

対応の手順	事 項	担 当
いじめの認知 ↓ 報 告	いじめ・不登校等の事実が明らかになった場合、または疑わしい状況が察知されたら、直ちに生徒指導主事・教頭・校長に報告する。	担任 関係職員
↓ 実情実態調査	担任・生徒指導部で被害者・加害者双方に対し交友実態やいじめの状況等の全容解明に努める。その際、重要なことは、被害者に対しての最大の気配りや心情を汲むことである。	生徒指導部 担任 関係職員
↓ いじめ・不登校等臨時対策委員会	関係者の現段階までの状況報告を受け、実態の分析・考察、そして今後の指導体制や全職員への協力依頼と共に理解を深める対策を協議する。	対策委員会
↓ ハートフル委員会(職員会議)	協議決定された指導体制で、問題解決に向けて取り組むことの確認をし、常に点検・吟味・再協議を繰り返す体制を確立する。	全職員
↓ 保護者への連絡及び協力要請	保護者に連絡をし、協力要請を行う。	担任 生徒指導部 教頭
↓ 教育委員会への報告	取り組み状況、経過等判断し、校長が行う。	校長

(4) ネット上のいじめへの対応

ア ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為に当たります。

イ ネットいじめの予防

○フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。

(家庭内ルールの作成など)

○教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。

・SNSを使って学習等を行う場合は、記述内容や他者の作品の尊重（著作権、肖像権）等、適切な使用を指導する。

・新聞記事やニュース等を利用して、実際に起こった事例からSNSの問題点について考えさせる。

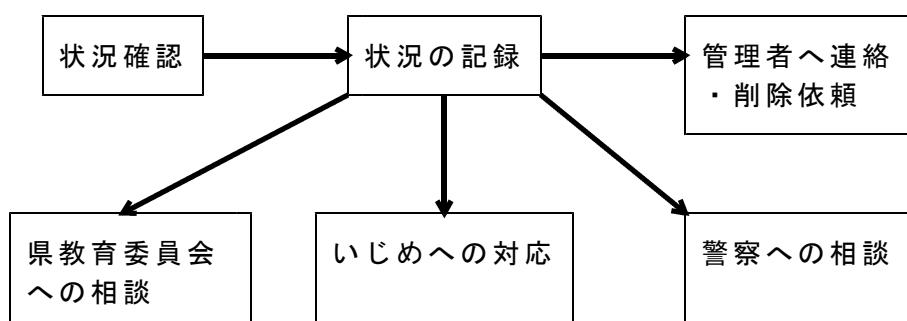
○児童を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話（防犯）を実施する。

○インターネット利用に関する職員研修を実施する。

ウ ネットいじめへの対処

○被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努める。

○不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処する。



※県教育委員会の目安箱サイト等の活用

3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込みず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、ケース会議（緊急のハートフル委員会）を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施します。

(3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようとするため、一部の教職員に過重な負担がかかるないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指す。

(5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや学校評議員、民生児童委員等、地域の関係者と協力し、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていく。

ア 教育委員会との連携

- ・関係児童への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整
- ・スクールソーシャルワーカーの活用

イ 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

ウ 福祉関係との連携

- ・スクールソーシャルワーカーとの連携（日南市教育委員会への依頼）
- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- ・中央福祉こどもセンターとの連携
- ・市こども課との連携
- ・市の巡回相談との連携

エ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

4 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が日南市教育委員会に報告するとともに、日南市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（日南市いじめ問題対策委員会）に協力する。

○ 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・高額の金品を奪い取られた場合など

○ 児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は、状況により判断する

(2) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明する。

5 いじめの記録と保管及び活用

(1) いじめ対応記録簿の様式と記入

- いじめ対応記録簿の様式として、以下の10項目にまとめ、内容を示します。また、各項目についての記入者を示します。

番号	項目	内容	記入者
①	認知日時	いじめを知った日にち、時間。	連絡通報者
②	認知の経緯	どのようにしていじめを知ったか。(例:保護者の通報)	連絡通報者
③	当事者	被害者と加害者の学年、氏名、性別。	連絡通報者
④	事案状況	被害者と加害者の事情聴取についてまとめる。	関係職員
⑤	事案概要	事案状況をもとに、「いつ」「どこで」「だれが」「だれに」「なぜ」「どうした」の形で簡潔にまとめる。	関係職員
⑥	今後の指導の留意点 (対応策)	いじめ・不登校等臨時対策委員会の中で、「いつ」「どこで」「だれが」「だれに」「何をする」の形で、今後の対応策について、具体的に計画をたてる。	関係職員
⑦	保護者との連絡状況	保護者との連絡の有無、及び連絡内容など。	関係職員 (※基本は担任)
⑧	事案の経過	⑥を受けての指導、及び被害者、加害者の様子。	関係職員
⑨	重大事態判断	重大事態と判断した場合のみ記入する。 (※校長が判断する)	校長
⑩	解消状況	事案が解消した場合に記入する。 (※但し、事案発生から3ヵ月は、経過を見ること) (※解消の判断については、校長が決定する)	生徒指導主事 校長

※ 「連絡通報者」は、本校職員で、いじめの通報を最初に受けた者のことです。

※ 「関係職員」は、事情聴取を行った担任、生徒指導部等の職員のことです。

(2) いじめ対応記録簿と保管と活用

- 記録簿の保管については、校内共有のサーバーとし、記入者がすぐに書き込めるようにします。但し、事案解消後は、紙ベースで校長室金庫に保管し、データは抹消するものとします。
- 記録簿については、学級における座席の配置やグループ編成、また、学年引継や中学校への引継の際に、資料の1つとして活用することも可能です。

【いじめ対応記録簿】

連絡通報者 ()

①認知日時	平成 年 月 日 ()			時 分
②認知の 経緯				
③当事者	学 年	氏 名	性別	特記事項 (※個別事情聴取)
被害者				
加害者				
④ 事 案 状 況	被害者事情聴取			加害者事情聴取
⑤ 事 案 概 要	発生日時	平成 年 月 日 ()		
	発生場所			
⑥ 意 点 (今 後 の 対 応 策) の 留 意				
⑦保護者との連絡状況				
⑧ 事 案 の 経 過				
⑨重大事態 判断				
⑩解消状況				

第3 その他の留意事項

1 校内体制の充実

(1) 職員間の日常的な情報交換

- 児童の気になる表情や言動等に気付いた職員は、必ず学級担任に伝えると共に、状況に応じては生徒指導主事又は管理職に報告する。
- 複数の学年をまたいだ事案では、生徒指導主事を窓口にして、職員が連携して対応する。
- 児童や保護者等から、いじめの訴えやいじめに関する情報提供を受けた時には、直ちに生徒指導主事又は管理職に報告する。

(2) 情報の共有と対応の検討

- 児童の出席状況及び気になる状況があった場合には、終礼やハートフル委員会等において情報提供を行い、全職員で情報を共通理解を図る。
- 教育相談アンケートや教育相談の結果は、ハートフル委員会で報告し、特に深刻だと思われる状況については、全職員で今後の対応について協議を行う。

2 校内研修の充実

(1) 児童理解に関する研修

- 児童を多面的に理解するために、職員同士による研修や校外から講師を招いての研修を行うことに努める。

(2) 教職員の指導力を高める研修

- いじめの認知能力を高める研修や教育相談等のスキルを高める研修を行う。

3 榎原中学校、関係機関・団体との連携

(1) 榎原中学校との連携

- 児童自身及び家庭環境等に起因する指導上の配慮事項を有する児童については、榎原中学校に入学する場合において、確実に引継ぎを行う。その他の中学校に入学する児童がいる場合においても、同様に引継ぎを行う。
- 榎原中学校に兄や姉が在籍している児童については、必要に応じて兄弟姉妹相互に情報を共有することに努める。
- 両校の生徒指導主事が中心になって、日南市生徒指導連絡協議会などの中で定期的に情報交換を行う。また、個々の職員も、必要に応じて中学校との情報交換を行い、場合によっては生徒指導主事又は管理職に報告する。

(2) 日南市サポートチームとの連携

- 状況に応じて、SC、SSW、SS、少年補導員、適応指導アドバイザー、巡回相談員、学習指導員との連携した対応を図る。

(3) 関係機関や団体との連携

- 状況に応じて、教育委員会や適応指導教室（くろしお学級）、児童相談所、警察、福祉機関、医療機関との連携した対応を図る。

4 本方針の見直し

本方針については、原則として毎年度の点検と見直しを図る。その際には、国や県の動向等を勘案して、生徒指導主事を中心として生徒指導部が基本方針の見直し案を策定し、職員会もしくはハートフル委員会の中で見直し案を基に検討していく。

また、検討においては、本校の現状や課題等も鑑みて議論するように努める。

資料1 年間を見通したいじめ防止指導計画について

いじめの未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組み、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の計画を立てて、学校全体でいじめの問題に取り組みます。

		項目	時期
いじめ防止のための措置	児童主体の活動	○異学年交流活動の実施 (みんなで遊ぶ日等)	各学年の計画による
		○学級活動等での話し合い活動の実施	通年 (年間指導計画による)
		○学校行事等での協同活動 (運動会、遠足等)	通年 (年間指導計画による)
		○縦割り清掃活動の実施	通年 (清掃班会を含む)
		○ボランティア活動の推進	通年
	職員主体の活動	○一人一人の実態に応じたわかる授業の展開	通年
		○職員相互の授業研究会の実施	通年 (校内研の計画による)
		○教育相談の時間設定	月1回程度
		○各教科、特別活動、総合的な学習の時間等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定	通年 (年間指導計画による)
		○P T A総会での学校の方針説明	4月
いじめの早期発見のための措置		○全校集会等での話 (全体指導)	通年
		○児童の発する具体的なサインの作成と共有 ※別紙2、3参照	通年
		○教育相談の時間設定	月2回程度
		○学校独自のアンケートの実施 (心のアンケート)	毎月1回
		○県、市一斉のアンケートの実施	県、市の計画による
		○ハートフル委員会等での情報の共有	通年 (毎月開催を原則とする)
		○進級時の情報の確実な引き継ぎ (学年引継書等)	3、4月
		○過去のいじめ事例の蓄積 (いじめ対応記録簿等)	通年

※ いじめ防止指導計画を作成するにあたっては、教職員の研修や児童への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進していく。

資料2 学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント

- 全ての学校は、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。
- 全ての学校は、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設ける。
 - ・ いじめへの対応は、校長を中心に一致協力体制を確立することが重要である。
 - ・ いじめに関する情報は特定の教職員が抱え込むのではなく、「組織」で情報共有し組織的に対応する。
 - ・ いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる。

(1) いじめの防止のための措置

《学級担任等》

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすれうことのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

《養護教諭》

- ・ 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

《生徒指導主事》

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

《管理職》

- ・ 全校朝会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・ 児童が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける教職員に働きかける。
- ・ いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組を推進する。(例えば、児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱など)

(2) 早期発見のための措置

《学級担任等》

- ・ 日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- ・ 休み時間・放課後の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、交友関係や悩みを把握する。

《養護教諭》

- ・ 保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。

《生徒指導主事》

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知

する。

- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や、長期休暇の校区内巡回等において、子供が生活する場の異常の有無を確認する。

《管理職》

- ・ 児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・ 学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているのか、定期的に点検する。

(3) いじめに対する措置

① 情報を集める

《学級担任等、養護教諭》

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。）
- ・ 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・ いじめた児童が複数いる場合は、同時刻かつ個別に聞き取りを行う。

《「いじめの防止等の対策のための組織」（以下、「組織」という）》

- ※ いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」をいう。
- 当該学校の複数の教職員に加え、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、教員、警察経験者などから構成されることが考えられる。なお、「複数の教職員」については、学校の管理職や主幹教諭、生徒指導主事、養護教諭、学級担任等から、学校の実態に応じて決定する。
- ・ 教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。その際、得られた情報は確実に記録に残す。
 - ・ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

② 指導・支援体制を組む

《「組織」》

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。（学級担任等、養護教諭、生徒指導主事、管理職などで役割を分担）
(例) いじめられた児童や、いじめた児童への対応
その保護者への対応
教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つことが必要である。
- ・ 児童の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 現状を常に把握し、隨時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

③-A 子供への指導・支援を行う

- ※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う。
- ##### 《いじめられた児童に対応する教員》

- ・ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）

と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

- ・ いじめられている児童に「あなたが悪いのではないことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。

《いじめた児童に対応する教員》

- ・ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・ いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力を育ませる。

《学級担任等》

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・ いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ・ はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

《組織》

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ・ 指導記録等を確実に保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

③-B 保護者と連携する

《学級担任を含む複数の教員》

- ・ 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・ いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を提供する。

資料3 いじめられた児童に見られるサイン

いじめられた児童は自分から言い出せないので、学級担任を中心としながら全職員が、あらゆる場面で児童を観察し、小さなサイン（変化）を見逃さないことを大切にする。

場面	チェック	サイン
登校時、朝の会	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	遅刻・欠席が増えた。その理由を明確に言わない。 職員と視線が合わず、うつむいていることが多い。 体調不良を頻繁に訴える。 提出物を忘れたり、期限に遅れたりすることが多い。 授業等に、遅れて入室してくる。
授業中	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	保健室・トイレに頻繁に行く。 教材等の忘れ物が多い。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに落書きや汚れ、破損がある。 職員や児童の発言などに対して、突然個人名が出される。
休み時間等	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情が見えない。 衣服の汚れ、破損等がある。
放課後等	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。

資料4 いじめた児童に見られるサイン

いじめた児童がいることに気が付いたら、積極的に対象児童とのコミュニケーションを増やし、状況を把握する。

チェック	サイン
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 特定の児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 職員が近づくと、不自然に分散する。 集団の中心的な存在だが、自己中心的な行動が目立つ児童がいる。

資料5 教室で見られるサイン

教室内がいじめの場所となることが多いので、職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

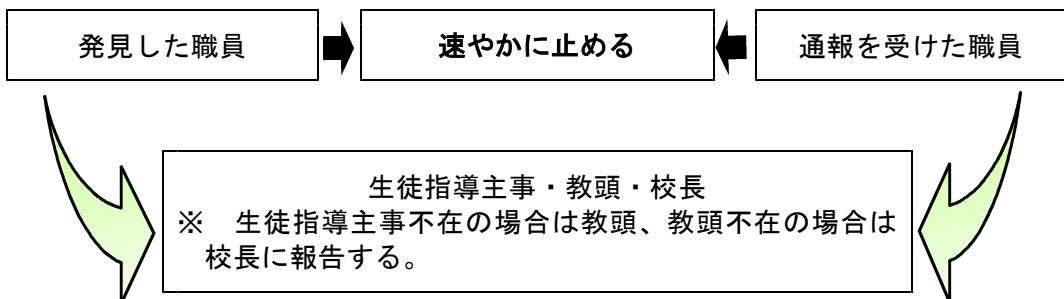
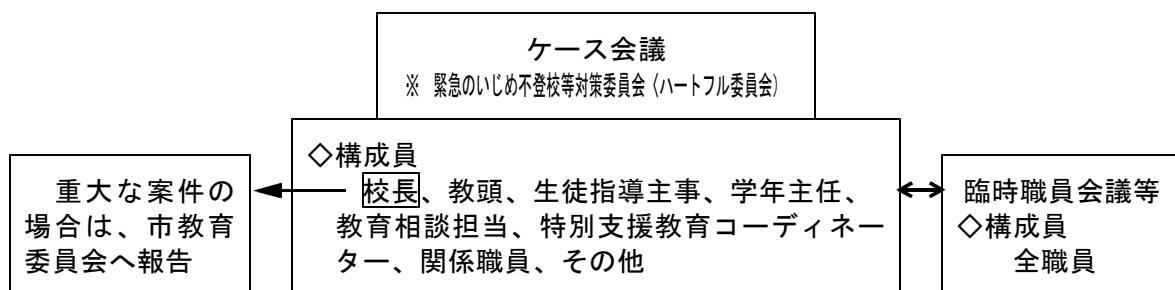
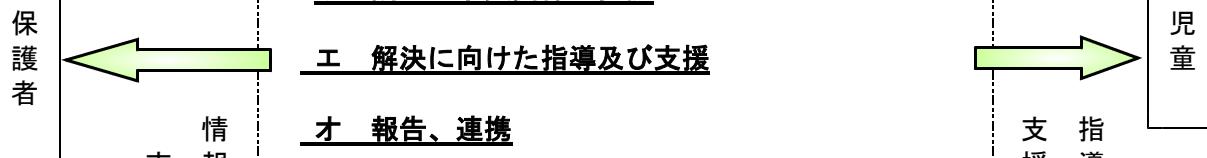
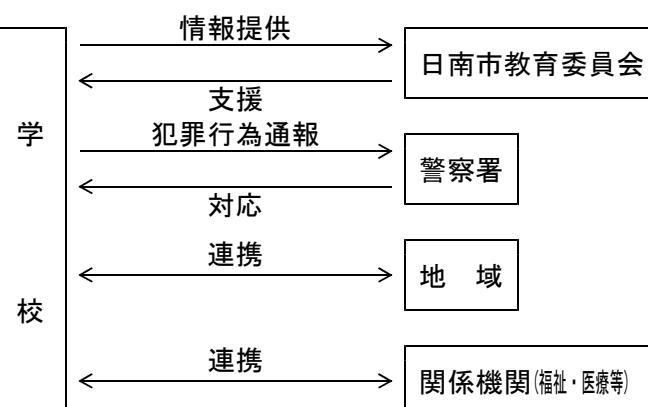
チェック	サイン
<input type="checkbox"/> 嫌なあだ名が聞こえる。 <input type="checkbox"/> 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 <input type="checkbox"/> 何か起こると特定の児童の名前が出る。 <input type="checkbox"/> 筆記用具等の貸し借りが多い。 <input type="checkbox"/> 壁等にいたずら、落書きがある。 <input type="checkbox"/> 机や椅子、教材等が乱雑になっている。	

資料6 家庭でのサイン

児童は、家庭でも多くのサインを出している。児童の動向を振り返り確認することで、いじめの早期発見につながる。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

チェック	サイン
<input type="checkbox"/> 学校や友人のことを話さなくなる。 <input type="checkbox"/> 友人やクラスの不平・不満を口にすることが多くなる。 <input type="checkbox"/> 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 <input type="checkbox"/> 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 <input type="checkbox"/> 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 <input type="checkbox"/> 不審な電話やメールがある。 <input type="checkbox"/> 遊ぶ友達が急に変わる。 <input type="checkbox"/> 部屋に閉じこもったり、家から出なったりする。 <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない衣服の汚れや破損がある。 <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない怪我がある。 <input type="checkbox"/> 登校時刻になると体調不良を訴える。 <input type="checkbox"/> 食欲不振・不眠を訴える。 <input type="checkbox"/> 学習時間が減る。 <input type="checkbox"/> 成績が下がる。 <input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 <input type="checkbox"/> 家庭の品物、金銭がなくなる。 <input type="checkbox"/> 大きな額の金銭を欲しがる。	

資料7 いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応イ 情報の共有ウ 調査・事実関係の把握エ 解決に向けた指導及び支援オ 報告、連携カ 繼続指導・経過観察

ハートフル委員会（いじめ不登校等対策委員会）を中心とした継続指導・経過観察を実施する。

※ 必ずしもこの順序にならないこともある。状況に応じて、臨機応変に対応する。